

# 令和2年分の「町・県民税」と「所得税」の申告受け付けが始まります！

～町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告は、正しくお早めに！～

申告に来られる皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、役場への来庁にあたり、**マスクの着用、入口での検温および手指消毒**をお願いします。また、風邪の症状がある場合や体調に異変を感じている方は、来庁を控えていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、お断りする場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更または中止となる場合があります。その際は、情報メール一斉配信サービスと町公式ホームページでお知らせします。

## 役場で申告をされる方

- 受付期間** 2月16日(火)～3月15日(月)  
(土・日曜日、祝日を除く)
- 受付時間** 午前9時～11時 午後1時～3時
- 受付場所** 役場1階 多目的ホール  
・営業、農業、不動産収支内訳書の作成が必要な方  
・住宅借入金等特別控除2年目以降の方  
役場5階 食堂  
・上記いずれにも該当しない方

※新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、会場を2カ所に分け受け付けます。  
※記載済みの申告書を提出される方は、受け付けで提出し、申告書の控えをお持ち帰りください。

## 休日申告

次の日時に限り、相談・受け付けを行います。

2月21日(日)・28日(日)  
午前9時～11時

## 役場で受け付けできない申告相談

- 『青色申告』・『譲渡所得の申告』
- 『損失申告』・『申告分離課税の申告』
- 『贈与税の申告』
- 『令和2年分以外の申告』
- 住宅借入金等特別控除の初年度の申告

## 申告に必要なもの(チェックリスト)

- 申告書またはお知らせはがき(税務署、町から送付を受けた方)  印鑑(スタンプ式以外)
  - 給与所得や公的年金等の源泉徴収票  申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
  - 国民健康保険税、介護保険料の支払額がわかる書類、国民年金保険料の支払証明書
  - 障害者手帳・療育手帳など障害の程度が分かるもの  生命保険料・地震保険料などの控除証明書
  - 医療費控除の明細書、医療費通知、または医療費の領収書(原本)、および保険金や高額医療費などで補てんされる金額が分かる書類 ※受付時間短縮のため、医療費控除の明細書は事前に作成してください
  - 住宅借入金等特別控除申請書と借入金年末残高証明書
  - 収支内訳書(事業所得〈営業等、農業〉や不動産所得がある方)
  - 本人確認書類 マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード
- ※代理申請の場合は、代理人の身元確認(個人番号カードや運転免許証)、申告者の番号確認(個人番号カードまたは通知カードなど)が必要となります。  
※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の『住所・氏名・生年月日・個人番号』をご記入いただけます。

## 町・県民税の申告が必要な方

### 令和3年1月1日現在、利根町に住居登録があり、次のいずれかに該当する方

- 給与以外の所得があり、所得税の確定申告書を提出しない方
- 勤務先から町へ給与支払報告書の提出がない方
- 昨年中収入がなかった方、または障害者年金・遺族年金などの非課税所得のみの方で、同一世帯のどなたの扶養にもなっていない方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方  
※所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告が必要です。
- 源泉徴収票に記載されている控除以外で、各種控除の適用を受けようとする方  
※日本年金機構等に提出する「扶養親族等申告書」に扶養の記載がない場合、申告が必要です。
- 上場株式等の特定配当所得など、所得税と異なる課税方式を選択したい方

## 所得税の申告が必要な方

- 事業所得(営業等、農業)や不動産所得などがある方
- 損益通算および繰越控除などの特例の適用を受けようとする方
- 給与所得があり、下記のいずれかに該当する方
  - ・給与以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える
  - ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- 所得税および復興特別所得税の還付を受けようとする方



## 上場株式の配当所得や譲渡所得の確定申告をされる方、また証券会社の特定口座で「源泉徴収あり」を選択し、確定申告をされる方

町・県民税の配当割額控除などを受けるためには、確定申告書第二表の住民税に関する事項に記載漏れのないようお願いいたします。  
※あらかじめ源泉徴収されている金額は、その支払者が発行する書類に記載されていますので、確定申告の際は書類をよくご確認ください。

## 町・県民税 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)のお知らせ

所得税から控除しきれない住宅ローン控除可能額がある方は、一定の額を町・県民税から控除します。  
町への申告は不要ですが、確定申告か年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除の手続きをしてください。  
※居住開始が平成19・20年中の方は所得税において特例措置があったため、対象になりません。

## 竜ヶ崎税務署からのお知らせ

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。  
なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーなどをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。  
感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

- 確定申告などに関するお問い合わせ 国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。 [e-Tax・作成コーナーヘルプデスク] ☎0570-01-5901
- e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ 【受付】月～金曜日(祝日および12月29日～1月3日を除きます)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を、下記のとおり開設いたします。

なお、確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

会場 竜ヶ崎税務署 別館会議室

期間 3月15日(月)まで ※消費税については3月31日(水)まで  
(土、日曜日および祝日を除きます。)

ただし、2月21日(日)、28日(日)に限り開場します。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、今年は還付申告の方の申告相談を2月15日(月)以前でも受け付けております。

時間 相談受付：午前8時30分～午後4時(相談開始：午前9時～)  
確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。また、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。詳しい発行方法は国税庁のホームページをご確認ください。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

問い合わせ先

役場税務課 町民税係 ☎68-2211 (内線203・204・205)

竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303 (自動音声案内) 〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5